

事業主
(法人・個人)
の皆さんへ

固定資産(償却資産)の

申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。

令和3年1月1日(賦課期日)現在において償却資産を所有している方は、2月1日(月)までに下記の申告窓口
に申告してください。

【主な留意点】

- ① 法人税または所得税の申告において減価償却が終了しているも、事業に使用し続けている限りは償却資産申告の対象となります。
- ② 決算期ごとに取得した資産ではなく、あくまで令和3年1月1日現在所有している事業用資産が申告の対象となります。
- ③ 申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。個人事業主の方は、12桁の番号を記入のうえ、本人確認書類とあわせて申告ください。

④ 電子申告(eITax)が利用できます。詳しくは左記まで問い合わせいただくか、HPをご覧ください。

・ eITax 地方税ポータルシステム
☎ 0570-081459
HP <https://www.eltax.la.go.jp>

⑤ 町内で事業をされている方には、12月下旬に申告書を送付します。同封の「償却資産申告の手引き」をご覧ください。また、事業をされている方で申告書が届いていない方は、お問い合わせください。

⑥ 新型コロナウイルスに関連する固定資産税の軽減措置の詳細は、広報12月号または町HPをご覧ください。

【申告窓口】
・ 財務課資産税係
・ 熊石総合支所地域振興課
・ 落部支所

【問い合わせ先】
・ 財務課資産税係
☎ 0137-62-2114

資産の種類	償却資産の名称等
1 構築物	舗装(駐車場・構内)、フェンス、看板、広告塔、門、石油タンク等
2 機械および装置	加工・製造機械、冷蔵・冷凍装置、ブルドーザ、コンプレッサ等
3 船舶	漁船、作業船、ボート等
4 航空機	ヘリコプター、グライダー等
5 車両運搬具	構内運搬車、大型特殊自動車(最高速35km/h以上のトラクター等)で登録番号が0と9の車両も含む。 ※自動車税および軽自動車税の対象となるものは除く。
6 工具器具備品	作業工具、測定工具、机、椅子、パソコン等家電製品、自動販売機等

【主な償却資産の例示】
※左記以外にも事業用の資産があれば申告が必要です。

住所	凍結修繕業者名	電話番号
東町	(有) 佐藤設備	63-2924
東町	西谷試錐工業(株)	63-3298
東町	三河設備工業(株)	63-4202
出雲町	(株)角田配管工業所	62-2578
相生町	(有) BABANEN	62-2365
大新	(有) 蜂谷工業	64-3612
宮園町	対馬設備	62-3160
立岩	シバタ設備機工	62-3405
山崎	小出商会	090-5075-2696
春日	石田水道工事店	62-4335
落部	(有) 谷藤	67-2148
落部	ヤマニ坂本商店	67-2056
熊石平町	(株) 上杉建設	2-2308
熊石根崎町	手塚工業	2-3968
熊石根崎町	干場電気商会	2-3256



気温がマイナス4℃以下になると、水道凍結事故が多くなりますので、凍結を防ぐためにも就寝前や家を留守にするときは、水を落とすことをおすすめします。万一、凍結してしまった場合は、蛇口や管にタオルを巻き、お湯をかけてください(左図参照)。それでもまだ水が出ない場合は、次の凍結修繕業者に修繕を依頼してください。

・ 10分ごと500円(税抜)
・ 環境水道課水道係
☎ 0137-63-2020
・ 熊石総合支所地域振興課
☎ 01398-2-3111

頼ってください(凍結解氷の費用は皆さまの負担になります)。
なお、積雪や落雪などで水道メータの検針ができない場合がありますので、メータまでの通路確保にご協力をお願いします。
【標準工事料】
凍結解氷(電気解氷器)
30分まで6,600円(税抜)

ご注意ください！水道の凍結